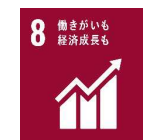


# 兵庫県の不妊治療支援の強化



不妊治療支援検討会の提言を受け、安心して不妊治療が受けられる環境を整備  
(令和5年6月設置)

## 1 不妊治療にかかる**経済的支援**の強化

- 保険適用外の**医療費負担の軽減**
- 生殖補助医療実施機関の偏在に伴う、**通院負担の軽減**
- デジタル化による**申請受付の簡便化**

## 2 不妊治療と**仕事の両立**の支援強化

- 不妊治療のための**休暇の制度化を促進**
- 管理職や同僚の理解の促進**等、職場の環境づくりの推進

## 3 **プレコンセプションケア**の推進

- 若い世代へ妊娠・出産を含む健康づくりの推進

※プレコンセプションケア…将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと

## 4 不妊治療支援にかかる**普及啓発**

- 不妊治療の**正しい知識の普及**、**支援事業の周知**

## 5 取組強化の枠組として**不妊治療支援特化条例**を創設へ

## 1 経済的負担の軽減

①②とも所得制限なし

### ① 保険適用外の先進医療費を助成 新

対象	県内医療機関で <b>先進医療</b> を受けた者（ <b>43歳未満</b> ）
助成額	1回（1クール）あたり <b>3万円</b> （ <b>回数制限なし</b> ）

1クールは  
生殖補助医  
療開始から  
胚移植まで

回数制限のない先進医療費助成は**全国初**

### ③ デジタル化による申請受付の簡便化 新

- ・オンライン申請受付「e-ひょうご」を活用

### ② 先進医療にかかる通院交通費を助成 新

対象	本人（同行者は対象外）
助成額	1回（1クール）の治療にかかった通院交通費の合計額から5,000円*を控除した額の1/2以内の額
対象手段	①鉄道運賃 ②特急料金 ③バス ④自家用車 ⑤高速道路料金

\* 県内市町から神戸市内までの平均交通費（往復）

## 2 不妊治療と仕事の両立 新

- ・管理職を含めた企業向けセミナー開催
- ・健康づくりチャレンジ企業向け支援

## 4 普及啓発

- ・SNSやチラシ、ポスターによる情報発信（医療機関、行政機関、学校、企業など）
- ・不妊治療応援サイトの活用（R6.2.1～）

## 3 プレコンセプションケア推進 新

- ・高校生、大学生を対象に妊娠・出産を含む健康についての出前講座などを実施

## 5 不妊治療支援特化条例の創設 新

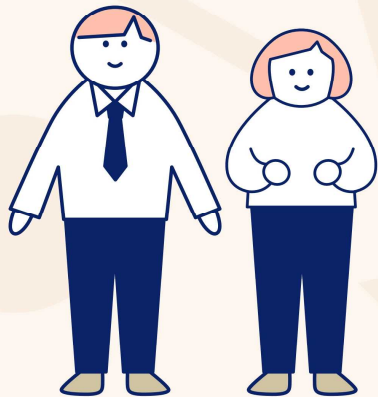
- ・企業の取組促進や教育現場の理解促進を図るための条例制定

不妊治療支援に特化した条例は**全国初**

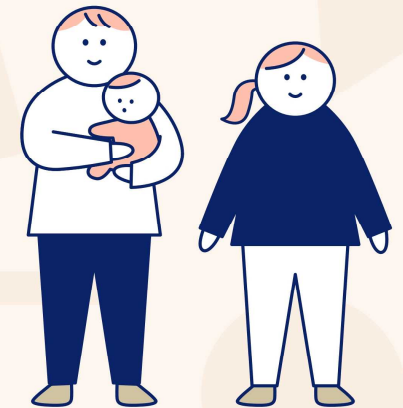
## 兵庫県不妊治療応援サイト

# 妊活はじめての一步。

### First step



妊娠について考え始めた皆様、  
最近、妊活について気になってきた皆様へ向けて、  
はじめての一步を踏み出すための妊活応援サイトです。  
今や 4.4 組に 1 組が不妊の検査や治療を受けたことがあるという現状で、  
決して珍しいことではありません。  
2 人ではじめての一步が踏み出せるよう、応援させていただきます。



知ろう



学ぼう



活用しよう



関連事業を掲載している各市町HPにも  
リンクするなど充実を予定

# 不妊治療の流れ（モデルケース）

月	内容	モデル設定の考え方
4月	<b>不妊検査</b>	実施頻度が高い検査を想定。
5月～6月	<b>一般不妊治療</b>	治療計画を6ヶ月間で策定するため、 〔タイミング法×2回〕 〔人工授精×4回〕 を想定
7月～10月		
11月	<b>生殖補助医療 + 先進医療①</b>  保険適用 1回目	採卵・顕微授精 → 先進医療 胚培養 → タイムラプス 胚凍結
12月		胚移植 ← 先進医療 SEET法
1月	妊娠確認 妊娠せず → 妊娠	
2月	(体調回復)	
3月	<b>生殖補助医療 + 先進医療②</b>  保険適用 2回目	採卵・顕微授精 → 先進医療 胚培養 → タイムラプス 胚凍結
4月		胚移植 ← 先進医療 SEET法
5月	妊娠	6割程度が2回の胚移植により妊娠 (※県内実績では、 <b>年間の平均胚移植回数は2回</b> )

1クール

A

2クール

Aを繰り返す

# 【参考】兵庫県 の 休暇制度 - 不妊治療にかかるとる休暇の拡充 -

## 人事委員会報告

### 仕事と生活の両立支援

不妊治療をはじめ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立が図られるよう、更なる制度拡充や取得促進に向けた職場環境づくりに一層取り組んでいく必要がある。

### 現行制度（特別休暇）※R4.1.1国準拠で新設

名称

出生サポート休暇

対象職員

常勤職員／会計年度任用職員※  
※週3日以上勤務又は年121日以上勤務

対象事由

不妊治療に係る通院等

(医療機関への通院、医療機関実施の説明会への出席等)

付与日数

**年5日※** [取得単位]1日・半日・時間  
※頻繁な通院が必要となる場合（体外受精又は顕微授精）はさらに5日付与（→計年10日付与）

請求手続

**請求当初に申出書（治療内容記載）を提出※**  
※証明書類の添付について原則不要だが、所属長が必要と認めるときは提出を求めることが可

給与

有給

### 病気休暇（現行、上記特別休暇とは別に病気休暇の取得可）

常勤職員

会計年度任用職員

日数／給与

90日／有給

10日以下／無給

### 拡充

#### 1 付与日数の拡充 [R5.1.1適用]

##### 原則年12日付与

- ◆月に1日の通院等が可能となるよう年12日付与
- ◆頻繁な通院が必要となる場合は現行どおりさらに5日付与

	現行	拡充後
原則付与日数 (A)	5日	<b>12日</b>
頻繁な通院の必要 (B)	5日	5日
上限付与日数 (A+B)	10日	<b>17日</b>

#### 【参考1】付与日数にかかる全国都道府県状況(R4.7.1時点)

原則付与日数	5日	6日	10日	制度なし	計	
	28	9	7	3	47	
上限付与日数	10日	12日	15日	必要日数	制度なし	計
	33	1	1	2	10	47

#### 【参考2】R4.1～9取得実績

男性 2名 女性 9名 （平均取得日数 3日2時間）

#### 2 取得手続きの簡素化 [R5.1.1適用]

##### 申出書の廃止

- ◆申告書の提出を不要とすることで、より取得しやすい環境づくりを推進

(所属長が必要と認めるときは証明書類の提出を求めることが可)

※会計年度任用職員についてもR5.1.1から制度拡充

# 不妊治療支援検討会 中間報告（提言骨子）

令和6年1月

令和5年度不妊治療支援検討会

# 不妊治療支援検討会中間報告提言骨子

不妊治療支援検討会において、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる体制整備を推進するため課題を明らかにし、解決に向けた方策を検討しましたので、以下のとおり報告します。

## 記

- 1 令和4年4月に生殖補助医療が保険適用されたが、一部は保険適用外であり依然として医療費の負担が大きいいため、受診者に対し、経済的な支援を行うこと。
- 2 兵庫県では、生殖補助医療実施機関の約9割が神戸・阪神地域にあるため、受診にかかる負担に地域間格差が生じる課題への支援を図ること。
- 3 不妊治療と仕事を両立できるよう、休暇制度の充実、管理職や同僚の理解の促進等、職場内の環境づくりを推進すること。
- 4 不妊治療による当事者のメンタルヘルスケアを推進するため、相談・支援の充実を図ること。
- 5 若い世代が、妊娠・出産を含む健康づくりについて理解し将来設計を選択できるよう、プレコンセプションケアを推進すること。
- 6 兵庫県で安心して不妊治療を受けられる体制整備を継続的に推進するための枠組を講じること。
- 7 今後も継続して検討するべき課題
  - ・現在、生殖補助医療実施機関がない圏域においても、生殖補助医療に取り組もうとする医療機関への支援策を引き続き検討すること。
  - ・不妊治療と仕事の両立ができるよう、生殖補助医療実施機関の診療時間帯拡充に向けた支援を検討すること。
  - ・今後の国の動向を踏まえながら、女性の多様な生き方を支援するための卵子凍結について検討すること。

令和6年1月24日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

令和5年度不妊治療支援検討会会長  
柴原 浩章